

老発1225第5号
令和7年12月25日

都道府県知事
各 殿
市区町村長

厚生労働省老健局長
(公印省略)

令和7年度訪問介護等サービス提供体制確保支援事業の実施について

標記については、別紙のとおり「令和7年度訪問介護等サービス提供体制確保支援事業実施要綱」を定め、令和7年12月16日から適用することとしたので通知する。

各都道府県・市区町村におかれては、本事業に積極的に取り組まれるよう特段のご配慮をお願いする。

令和7年度訪問介護等サービス提供体制確保支援事業実施要綱

1 目的

本事業は、人材不足が喫緊の課題である訪問介護等サービスについて、介護人材確保や事業所の経営改善に向けた取組のほか、地域の実情に応じた訪問介護等サービスの提供体制の確保・強化のための取組など、都道府県・市区町村が事業所の規模・形態や地域の実情に応じた最適な支援策を柔軟に実施できるよう、訪問介護等サービスの提供体制確保に向けた総合的な対策を行うことを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県・市区町村（指定都市・中核市を含む）とする。

なお、本事業を適切、公正、中立かつ効果的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人又は特定非営利活動法人、その他の都道府県等が適当と認められる民間団体に、本事業の全部又は一部を委託することができるものとする。

3 対象事業所

対象事業所は、4の（1）及び（2）に掲げるそれぞれの事業内容ごとに下記のとおりとする。

4（1）及び（2）ア

訪問介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所及び夜間対応型訪問介護事業所（以下、「訪問介護事業所等」という。）

4（2）イ

通所介護事業所及び地域密着型通所介護事業所（以下、「通所介護事業所等」という。）

4（2）ウ

訪問介護事業所

4 事業内容

実施主体は、次に掲げる事業を実施することができるものとする。なお、本事業を委託により実施する場合は、実施する事業の内容について、受託事業者と十分な協議を行うこと。

（1）人材確保体制構築及び経営改善支援事業

①人材確保体制構築支援事業

実施主体は、訪問介護事業所等における研修体制の構築や職員が安心して働き続けられる環境整備を支援するほか、中山間・離島等地域の特性や事業所規模等に応じた人材確保を推進するため、以下に掲げる経費を対象に支援を行う。

ア 研修体制の構築の支援

訪問介護員等希望者の裾野を拡大し、経験年数の短い訪問介護員等でも安心し

て働き続けられるよう、訪問介護事業所等が行う訪問介護員等や介護職員等の資質向上・定着促進に資する研修計画の作成など研修体制の構築のための取組に要する経費を対象とする。

【対象経費の例】

- ・ 介護人材の資質向上や定着促進に資する効果的な研修カリキュラムの作成・見直しやキャリアアップの仕組みづくりに要する費用
- ・ 介護職員初任者研修や介護職員のスキルアップのための研修等の受講に要する費用
- ・ 職員の資質向上に必要な取組の経費として実施主体が認めるもの

イ 中山間地域等・離島等地域における採用活動の支援

中山間地域等（「厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成二十一年厚生労働省告示第八十三号）」の第一号に定める地域をいう。以下同じ。）及び離島等地域（「厚生労働大臣が定める地域（平成二十四年厚生労働省告示第百二十号）」に掲げる地域をいう。以下同じ。）に所在する訪問介護事業所等が、当該地域外の求職者に対して採用活動を実施する場合に、地理的条件等により発生するかかり増し経費を対象とする。

【対象経費の例】

- ・ 離島等地域に所在する訪問介護事業所等で、インターンの受け入れや職場体験等を実施するにあたり、定期船の運航時間その他の事情で参加者の滞在が必要となる場合に要する費用
- ・ 中山間地域等・離島等地域に所在する訪問介護事業所等で、都市部等で実施される合同説明会や就職フェアなどに出展する場合の移動に係る費用

ウ 経験年数が短い訪問介護員等への同行支援

訪問介護事業所等における経験年数の長い訪問介護員等の技術を着実に継承するため、当該訪問介護員等が、一定期間、経験年数の短い訪問介護員等や訪問業務に従事した経験のない介護職員等に同行し、訪問介護等サービスの質の確保を図るための技能・技術の向上に向けた指導を行う取組に要する経費を対象とする。

なお、同行する回数や期間については、経験年数の短い訪問介護員等の個々の状況により、訪問介護事業所等により適切に判断すること。

エ 周辺事業所の休廃止等に伴うかかり増し経費への支援（人材確保に関する経費）

訪問介護事業所等の周辺の事業所の休止・廃止や、新規利用者の受け入れ停止等により、当該事業所の利用者を受け入れる場合等に生じる人件費など一時的なかかり増し経費を対象とする。

オ その他人材確保体制構築に必要な支援

アからエのほか、その目的の範囲内において、人材確保体制構築のために有効であると実施主体が認めた取組に要する経費を対象とする。ただし、他の補助金等の対象となる支援は除くものとする。

②経営改善支援事業

実施主体は、訪問介護事業所等における経営基盤の強化や経営状況の改善等に資するため、以下に掲げる経費を対象に支援を行う。

ア 経営改善の支援

実施主体が、管内事業所の経営基盤の強化及び経営状況の改善、若しくは、各種加算の新規取得支援等を目的とした専門家（コンサルタント事業者や社会保険労務士等）と契約し、巡回派遣するための経費を対象とする。

なお、訪問介護事業所等が個別にコンサルタント事業者等への委託や事務作業を行うための臨時職員を雇用することも可能とする。

イ 登録ヘルパー等の常勤化の促進の支援

訪問介護員等の雇用の安定化を図るため、登録ヘルパー等（勤務日及び勤務時間が不定期な登録ヘルパーや非常勤の訪問介護員等をいう。以下同じ）の常勤化を促進するために要する経費を対象とする。

【対象経費の例】

- ・ 登録ヘルパー等が常勤職員としての雇用を希望する場合に必要な賃金等（法定福利費等を含む）の差額の費用
- ・ 登録ヘルパー等の離職に伴い、新たに常勤の訪問介護員等を雇用する際に生じる賃金等の差額の費用

ウ 小規模法人等の協働化・大規模化の取組の支援

以下の要件に該当する小規模な法人を中心とした複数の法人により構成される事業者グループ（以下「事業者グループ」という。）が、地域の状況や事業規模を踏まえた法人間の連携を促進し、相互に協力して行う人材育成や経営改善に向けた取組に要する経費を対象とする。

【対象法人の要件】

- ・ 事業者グループには、次の（ア）から（エ）のいずれかに該当する法人を1以上含むこと
(ア) 1法人あたり1の訪問介護事業所等を運営する法人

- (イ) 運営する訪問介護事業所等の月の延べ訪問回数が概ね 200 回以下（※）である法人
- (ウ) 運営する訪問介護事業所等の職員数が常勤換算方法で平均 5 人以下の法人
- (エ) 運営する訪問介護事業所等が全て中山間地域等・離島等地域に所在する法人
- (※) 事業実施年度又はその前年度のいずれかの月における延べ訪問回数が概ね 200 回以下である場合。なお、「概ね 200 回」は 400 回程度を想定している。

【対象経費の例】

- ・ 人材募集や一括採用、合同研修等の実施
- ・ 従業者の職場定着や職場の魅力発信に資する取組
- ・ 人事管理や福利厚生、請求業務等のシステム共通化
- ・ 物品調達の合理化のための共同購入の取組
- ・ 協働化等にあわせて行う ICT インフラの整備

エ 介護人材・利用者確保のための広報活動に関する支援

訪問介護事業所等が介護人材や利用者の確保のために行うホームページの開設・改修に係る経費や広報宣材（リーフレット、チラシ等）の作成・印刷等の広報に要する経費を対象とする。

オ 周辺事業所の休廃止等に伴うかかり増し経費への支援（利用者の引継等に関する経費）

訪問介護事業所等の周辺の事業所の休止・廃止や、新規利用者の受け入れ停止等により、当該事業所の利用者を新たに受け入れる場合等に生じる利用者情報の引継や契約に関する事務費用など一時的なかかり増し経費を対象とする。

カ その他経営改善に必要な支援

アからオのほか、その目的の範囲内において、経営の安定化のために有効であると実施主体が認めた取組に要する経費を対象とする。ただし、他の補助金等の対象となる支援は除くものとする。

（2）地域の体制づくり支援事業

実施主体は、地域の実情に応じた訪問介護等サービスの提供体制の確保・強化等に資するため、ア～ウに掲げる事業を実施する。

ア 訪問介護事業所等におけるタスクシェア・タスクシフトの推進支援

訪問介護員等の業務の一部又は全部について、家政婦（夫）、家政士、就労支援事業所等、ボランティア組織、学生・若者等（以下、「家政婦（夫）等」）などの地域の多様な人的資源へのタスクシェア・タスクシフトを推進するために必要となる協働モデルの構築や役割分担ルールの策定等に要する経費を対象とする。

なお、家政婦（夫）等が行う身体介護や生活援助の業務を介護保険又は介護予防・日常生活支援総合事業のサービスとして提供する場合は、介護保険法及びその関連通知等に定める基準等を満たす必要がある点に留意すること。

【対象経費の例】

（ア）地域支援・マッチング支援に係る経費

- ・ 家政婦（夫）等との協働モデルの構築に伴うコーディネーター配置に係る費用等

（イ）事業に関する説明会の実施に係る経費

- ・ 事業に関する説明会等の実施に係る講師への旅費・謝金、会場の使用料、広報に係る費用等

（ウ）実証事業の実施に係る経費

- ・ 業務の役割分担ルール策定のための実証事業におけるサービス提供に係る費用、参加者（家政婦（夫）等）への謝金等
- ・ 地域住民を含めた地域の多様な主体が参画する先進的な生活支援体制の構築に資する調査研究に係る費用
- ・ 訪問介護事業所等におけるサービス提供の効率化・安定化に関する効果検証に係る費用等

（エ）ＩＣＴ等の連携基盤整備に係る経費

- ・ 家政婦（夫）等とのマッチング支援（人材バンクの整備等）に係るＩＣＴ等の連携基盤整備等に係る費用
- ・ 居宅介護支援事業所や地域包括支援センターとの連携体制の構築に係る費用

（オ）効果検証・報告支援に係る経費

（カ）研修受講や研修体系の構築に係る経費

- ・ 訪問介護や介護予防・日常生活支援総合事業の従前相当サービスにおける生活援助に従事するに当たって必要な介護職員初任者研修及び生活援助従事者研修の受講に係る費用や、介護予防・日常生活支援総合事業のサービス・活動Aにおける緩和した資格要件に必要な研修体系の構築及び受講に係る費用等

イ 通所介護事業所等の多機能化（訪問機能の追加）の支援

訪問介護サービスの提供体制が不十分な地域に所在する通所介護事業所等の役割の多機能化（訪問機能の追加）を推進するため、訪問機能の導入に必要となるアドバイザーの派遣等経費や必要な備品の購入経費等の初期費用に加えて、一定期間の経営安定化の支援に必要な経費を対象とする。

なお、訪問機能の追加とは、指定訪問介護のほか、基準該当サービスや離島等相当サービスとして指定訪問介護に相当するサービスを提供する事業所を併設する場合を含む。

【対象事業所の要件】

訪問介護事業所が1か所もない地域又は必要なサービス提供が困難な状況（提供回数や移動距離等を勘案）にある地域に所在する通所介護事業所等

【対象経費の例】

（ア）訪問機能の導入に向けた伴走支援に係る経費

- ・ 訪問介護事業所の指定取得や、人員基準を満たすために必要な人材の育成など、訪問機能の導入を支援するアドバイザー（訪問介護の管理者経験者等を想定）の配置に係る費用、報酬及び事業所までの交通費等

（イ）訪問機能の導入に係る経費

- ・ 電動自転車やユニフォーム等の必要備品の購入費用
- ・ 事業所のホームページの改修や、地域住民等への広告に係る費用
- ・ 新たに訪問介護員等を配置するために必要な採用に係る費用や、初任者研修の受講に係る費用

（ウ）訪問機能導入後の一定期間の経営の安定化の支援に係る経費

- ・ 訪問機能の導入から収入の安定が見込まれるまでの期間（※）、訪問1回につき定額の補助を行うための費用

（※）訪問回数が300回／月に達するまで（導入後6か月間を上限とする）

ウ 人口減少地域等への訪問介護事業所のサテライト（出張所）設置の支援

中山間地域や離島等の人口減少地域等において、地域の需要に応じた柔軟な人員配置が可能となる訪問介護事業所のサテライト（出張所）の設置を推進するため、サテライトの設置に必要となるアドバイザーの派遣等に係る経費や備品の購入経費等の初期費用に加えて、一定期間の経営の安定化の支援に必要な経費を対象とする。

なお、サテライトの設置にあたっては、別途送付する介護保険最新情報 Vol.1455「訪問介護事業所の出張所（いわゆる「サテライト」）の設置について」を参照するほか、本体の事業所とサテライトの間の距離が遠距離の場合等には、業務の効率化や効果的な連携体制確保の観点から、ICT機器やケアプランデータ連携システムの活用について、十分な検討を行うこと。

【対象地域の要件】

中山間地域等・離島等地域を基本としつつ、別途協議により、地域の実情に応じた柔軟な対応を可能とする。

【対象経費の例】

（ア）サテライトの設置に向けた伴走支援に係る経費

- ・ 管内事業所に対するサテライト設置の要件に関する説明会実施に係る費用
- ・ サテライトの設置に関する要件や手続き等を整理したガイドラインの配布等に

係る費用

- ・ 事業者向け説明会や相談窓口の設置、アドバイザー（サテライトを実施している事業者の職員を想定）を派遣した伴走支援などに関する費用
 - (イ) サテライトの設置に係る経費
 - ・ 備品（机、椅子、パソコン、通信機器等）購入費用
 - ・ 訪問用自転車など移動手段の確保に係る費用
 - ・ サテライトを設置する土地や建物等の賃借に係る一時金（敷金、礼金等）
 - (ウ) サテライト設置後の一定期間（※）の経営安定化の支援に係る経費
 - ・ サテライトを設置する土地や建物等の賃借料
 - ・ 職員がサテライトに勤務するための交通費（離島等への船代含む）やガソリン代、宿泊料等に係る費用
- (※) 設置後 6 ヶ月間を上限とする。

5 補助基準額

本事業の補助対象となる事業所ごとの補助額は、4の(1)(2)に掲げるそれぞれの事業内容ごとに、実支出額と次に定める補助基準額を比較して少ない方の額とする。

(1) 4の(1) 人材確保体制構築及び経営改善支援事業

①人材確保体制構築支援事業

ア 研修体制の構築の支援

1 事業所当たり 10万円

イ 中山間地域等・離島等地域における採用活動の支援

1 事業所当たり 30万円

ウ 経験年数が短い訪問介護員等への同行支援

(ア) 中山間地域等・離島等地域に事業所が所在する場

30分未満の同行支援 1回につき 3,500 円

30分以上の同行支援 1回につき 5,000 円

(経験年数の短い訪問介護員等 1人につき 30回まで)

(イ) 中山間地域等・離島等地域以外に事業所が所在する場合

30分未満の同行支援 1回につき 2,500 円

30分以上の同行支援 1回につき 4,000 円

(経験年数の短い訪問介護員等 1人につき 30回まで)

エ 周辺事業所の休廃止等に伴うかかり増し経費への支援（人材確保に関する経費）

1 事業所当たり 別添に定める額

オ その他人材確保体制構築に必要な支援

1 事業所当たり 実施主体が必要と認める額

②経営改善支援事業

ア 経営改善の支援

- (ア) 実施主体がコンサルタント事業者等と契約し事業所に派遣する場合
 - 1 事業所当たり 30万円
- (イ) 事業所が個別に事業を実施する場合
 - 1 事業所当たり 40万円
- イ 登録ヘルパー等の常勤化の促進の支援
 - 常勤化する登録ヘルパー等 1人につき 1月当たり 10万円（3か月まで）
- ウ 小規模法人等の協働化・大規模化の取組の支援
 - (ア) 対象法人の要件（工）に該当する法人を含む場合
 - 1 事業者グループ当たり 200万円
 - (イ) 対象法人の要件（工）に該当する法人を含まない場合
 - 1 事業者グループ当たり 150万円
- エ 介護人材・利用者確保のための広報活動に関する支援
 - 1 事業所当たり 30万円
- オ 周辺事業所の休廃止等に伴うかかり増し経費への支援（利用者の引継等に関する経費）
 - 1 事業所当たり 別添に定める額
- カ その他経営改善に必要な支援
 - 1 事業所当たり 実施主体が必要と認める額

(2) 4の(2) 地域の体制づくり支援事業

- ア 訪問介護事業所等におけるタスクシェア・タスクシフトの推進支援
 - 1 自治体当たり 1,000万円 ※委託も可能。
- イ 通所介護事業所等の多機能化（訪問機能の追加）の推進支援
 - (ア) 訪問機能の導入に向けた伴走支援に係る経費
 - 1 自治体当たり 500万円
 - (イ) 訪問機能の導入に係る経費
 - 1 事業所当たり 150万円
 - (ウ) 訪問機能後の一定期間の経営の安定化の支援に係る経費
 - 訪問 1回当たり 1,000円
- ウ 人口減少地域等への訪問介護事業所のサテライト（出張所）の設置推進
 - (ア) サテライトの設置に向けた事業所への周知や伴走支援に係る経費
 - 1 自治体あたり 500万円
 - (イ) 訪問介護事業所のサテライトの導入に係る経費
 - サテライト 1箇所あたり 150万円
 - (ウ) サテライト導入後、一定期間の経営安定化の支援に係る経費
 - サテライト 1箇所あたり 100万円

6 その他留意事項

(1) 補助の申請手続

- ・ 経費の補助を受けようとする事業所は、当該事業所の所在地の実施主体の都道府県・市区町村に対してその旨の申請を行う。
- ・ 複数の事業所を有する法人については、同一の実施主体の都道府県・市区町村に所在する事業所分について、一括して申請することができる。

(2) 経費の算定

- ・ 事業所は、4（1）及び（2）イ、ウの補助をすべて受けることができる。
- ・ この実施要綱に基づき実施する事業に必要な経費（他の補助金等の対象となる支援は除く。）については、別に定める交付要綱により、予算の範囲内で国庫補助を行うことができるものとする。

補助対象経費	上限額 (※1)
4 (1) ①エ 周辺事業所の休廃止等(※2)に伴うかかり増し経費(人材確保に関する経費)	
新規職員の採用等に係る費用(※3) (採用関連) ・ 求人広告掲載費 ・ 採用担当職員の交通費 ・ 採用面接の会場費 ・ 選考に係る事務費用 ・ ユニフォームやタブレットの購入費用等 (研修関連) ・ 新規採用職員の研修・教育費 (研修講師への謝金や外部研修の参加費)	30万円
休廃止事業所の利用者受入れに伴う一時的なかかり増し経費 ・ 利用者受入れに伴う職員の時間外労働に要する費用(※4)	20万円
同一法人内の応援・派遣に係る経費 ・ 応援職員の旅費・宿泊費(遠方からの応援の場合) ・ 応援元事業所への手当	10万円
4 (1) ②オ 周辺事業所の休廃止等に伴うかかり増し経費(利用者の引継等に関する経費)	
休廃止事業所の利用者情報の引継・契約関連事務費 ・ 契約書作成に係る事務経費、休廃止事業所の記録等の引継やケアマネジャー等多職種連携の引継に要する費用(会議費用等) ・ 利用者宅への事前訪問やサービス担当者会議への参加にかかる移動コスト(ガソリン代・公共交通機関の運賃)等	10万円 (※5)

(※1) 1事業所当たりの金額。ただし、集合住宅等(サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム等)の併設事業所は補助対象から除くものとする。なお、「加算の取得促進の委託経費」については、実施主体がコンサルタント事業者等と契約し事業所に派遣する場合の1事業所当たりの金額。

(※2) 周辺事業所の休廃止等としては、周辺事業所の休止又は廃止のほか、周辺事業所が新規利用者の受入れを停止している場合等が想定される。なお、「休廃止事業所の利用者受入れに伴う一時的なかかり増し経費」を除き、(サービス提供を継続する事業所における)訪問介護員等の急な退職に伴うかかり増し経費も助成対象とする。

(※3) 提供体制確保事業における「経験年数が短い訪問介護員等への同行支援」との併用も可能。

(※4) 休廃止事業所の利用者受入れに伴い増加した時間外労働に要する費用そのものが対象ではないことに留意。(休廃止事業所の利用者受入れ前後の支出増加額が介護保険収入の増加額より大きい場合に、支出増加額のうち時間外労働に係る費用が補助対象。)

(※5) 周辺事業所が新規利用者の受入れを停止している場合等、周辺事業所の休廃止以外の事由に伴う受入れの場合は3万円。